

# 暴 道 か わ ら 版

No. 158

公益財団法人青森県暴力追放県民センター  
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

## 平成25年度不当要求防止責任者講習日程

青森県暴力追放県民センターは、暴力団のない明るい社会を目指して設立された公益法人です。

センターでは、暴力団を排除するための責任者講習と広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、そして暴力団追放に向けた様々な支援活動など、困ったときの身近な「駆け込み寺」として活動しています。

### 【責任者講習】

本年度も、暴力団等反社会的勢力からの不当要求に対し、具体的な対応策等を学ぶための講習を県内各地で開催いたします。

本年度の講習日程は、裏面一覧表の予定で開催いたします。受講の問い合わせは当県民センター〔TEL017-723-8930〕まで。なお、受講は無料です。

#### 1 受講申し込み方法

地元警察署（組織犯罪対策担当係）に、責任者選任届（当センターホームページ、各警察署にあります。）を提出してください。後日、葉書で連絡がいきます。

#### 2 講習内容

民事介入暴力担当弁護士、警察本部担当係官、相談委員による「不当要求に対する対応策・要領等」についての講話、暴排ビデオの放映、資料の提供などです。

#### 3 講習日時・場所は、急遽、変更する場合がありますので、通知書等で確認して下さるようお願いいたします。

### 【不当要求防止責任者の役割】

- ※ 不当要求に対する各事業所の内部体制の整備
- ※ 不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- ※ 社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施

平成25年度不当要求防止責任者講習の日程

No.	開催日時		開催場所	住所		
	月日	曜日			時間	
1	5	22	水	13:30~16:30	グランドサンピア八戸 白神の間	八戸市東白山台一丁目 1-1
2	6	5	水	13:30~16:30	青森県運転免許センター 視聴覚教室	青森市三内字丸山 198-4
3	6	6	水	13:30~16:30	弘前市総合学習センター 大会議室	弘前市大字末広四丁目 10-1
4	7	3	水	13:30~16:30	むつグランドホテル	むつ市田名部字下道 4
5	7	7	水	13:30~16:30	八戸総合卸センター組合会館 1階展示室	八戸市卸センター一丁目 12-10
6	7	31	水	13:30~16:30	青森県運転免許センター 視聴覚教室	青森市三内字丸山 198-4
7	8	21	水	13:30~16:30	八戸総合卸センター組合会館 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目 12-10
8	9	4	水	13:30~16:30	サンロイヤル十和田	十和田市東三番町 37-7
9	9	18	水	13:30~16:30	弘前市総合学習センター 大会議室	弘前市大字末広四丁目 10-1
10	10	2	水	13:30~16:30	青森県運転免許センター 視聴覚教室	青森市三内字丸山 198-4
11	10	16	水	13:30~16:30	八戸総合卸センター組合会館 1階展示室	八戸市卸センター一丁目 12-10
12	10	30	水	13:30~16:30	ふるさと交流圏民センターオールドンシア	五所川原市字幾世森 24-15
13	11	13	水	13:30~16:30	むつグランドホテル	むつ市田名部字下道 4
14	11	27	水	13:30~16:30	青森県運転免許センター 視聴覚教室	青森市三内字丸山 198-4
15	12	4	水	13:30~16:30	八戸総合卸センター組合会館 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目 12-10
16	1	29	水	13:30~16:30	弘前市総合学習センター 第2会議室	弘前市大字末広四丁目 10-1
17	2	12	水	13:30~16:30	青森県総合社会教育センター 第1研修室	青森市荒川字藤戸 119-7
18	2	26	水	13:30~16:30	八戸総合卸センター組合会館 1階展示室	八戸市卸センター一丁目 12-10

どっこの暴力団は生きてる

平成25年 4月10日

# 暴 追 か わ ら 版

No. 159

公益財団法人青森県暴力追放県民センター  
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

## か わ ら 版 巻 頭 言

公益財団法人青森県暴力追放県民センター 専務理事 今 豊  
賛助会員の皆様方には平素から当センターに対するご理解、ご支援をいた  
だいており、紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、全国の暴力団情勢ですが、その勢力は、平成24年末現在で全国約  
6万3,200人（前年比7,100人減少）を把握しており、7年連続で  
減少しております。

また、山口組、住吉会、稲川会の主要3団体の構成員等の数は、4万5,  
800人（全国暴力団構成員等の72.5%）で依然として主要3団体の寡  
占状態が続いております。

本県においても平成24年12月末現在で構成員、準構成員合わせて約3  
70人で前年比60人の減少でありました。

この内訳は、山口組約190人（-20人）、住吉会約60人（-10人）、  
稲川会約120人（-30人）の3団体で占められ、ここ数年、全国同様に  
減少傾向が続いております。

このような勢力においては、官民一体となった暴力団対策が功を奏し、  
減少したものの、北九州市では一般人を巻き込む凶悪事件が多発しており、  
暴力団がいる限り平穏な生活を確保することはできないのであります。

暴力団対策において、トラブルが発生したときの対応策を知ることでも大事  
ですが、より効果的な対応策をとるためにも基本的に暴力団の本質を知って  
おくことが、最も大事なことであります。

日本では、清水の次郎長、国定忠治など歴史的に有名なヤクザもいて、昔  
から「義理人情」「任侠」といった言葉が好まれました。

そのため高倉健、富士純子が主演した映画や漫画等でヤクザが度々ヒーロ  
ーであるかのように描かれてきております。

暴力団と接触することのない人、被害にあったことがない人たちは、映画  
や漫画の世界のイメージもあってか、警戒心が薄い傾向が見られます。

しかし、暴力団の実態は決して映画や漫画の世界のようなものでなく、目  
的は「金」であります。「金」以外に何もありません。ですから一度借りを  
作るとどこまでも搾取されるのです。そもそも暴力団は、麻薬、覚せい剤の

密売、強盗、殺人、窃盗、ヤミ金融、振り込め詐欺と言ったあらゆる犯罪や反社会的行為を行っており、これからも反社会的行為を行う組織であることを改めて認識しなくてはなりません。

暴力団について今一度その本質を見極め、暴力団対策の基本である、暴力団を「恐れない。」暴力団に「金を出さない。」暴力団を「利用しない。」「暴力団と交際しない。」の「暴力団追放三ない運動プラスワン」を確実に実践していただきたいと思います。

暴力団が関係した様々な事件が報道されております。皆さんもご存じでしょうが、1 昨年の、暴力団との親密な交際による芸能界引退事案や大相撲の野球賭博など暴力団との関係が取りざたされました。

暴力団と付き合っている者は、必ず、築き上げた社会的地位を失うんだと知っていただきたいと思います。

今の時代、各企業においては、会社経営上、暴力団対策は必至条件になってきております。自分の会社では、

- 経営者自身が、暴力団排除のための「不当要求絶対拒否」の方針を貫き通せるか。 ○ 不当要求責任者は定めているのか。
- その責任者は講習は受けているのか。 ○ 会社員個々が暴力団対策への認識を持っているか。

など、今一度自分の会社の暴力団対策を検証していただきたいと思います。

暴力団から不当要求を受けた場合は、1 人の人間に任せず、会社として組織的に対応する必要があります。社長や専務等、そのトップたる人がしっかりとした対応方針を持ち、いかなることがあろうと「絶対拒否」と決めた方針をやり通す気概が必要です。また、交渉において、ハッキリ断るべきことは断り、暴力団員だからといって特別扱いはしないことです。

そして、1 企業1 個人で悩まず、当センターや警察、あるいは弁護士に相談をすることが一番大事なのです。

暴力団をはじめとした反社会勢力に被害を受けることは、その地域や業界にとって大きな不安や恐怖となります。対策としては、その地域住民や関係者が連携し、一致団結することが大事です。逆に、自分の身に関係ないと見て見ぬふりをし、立ち上がりが遅すぎると、暴力団はやりたい放題の土壌をつくってしまうのです。

今まさに暴力団対策は「警察対暴力団」ではなく「企業、行政そして県民と総ぐるみの社会対暴力団」で取り組まなければならないのであります。

「暴力団のない安全で安心な青森県」を作るためには、県民1 人1 人が暴力団を追放・排除しようという気運が盛り上らなければなりません。そうなることによって、暴力団対策は大きな効果をもたらすことをご理解をいただきたいと思います。最後になりましたが、賛助会員の皆様のご健康ご活躍を祈念致しますとともに、今後とも当センターの暴力団対策へのご支援ご協力をお願い致します。

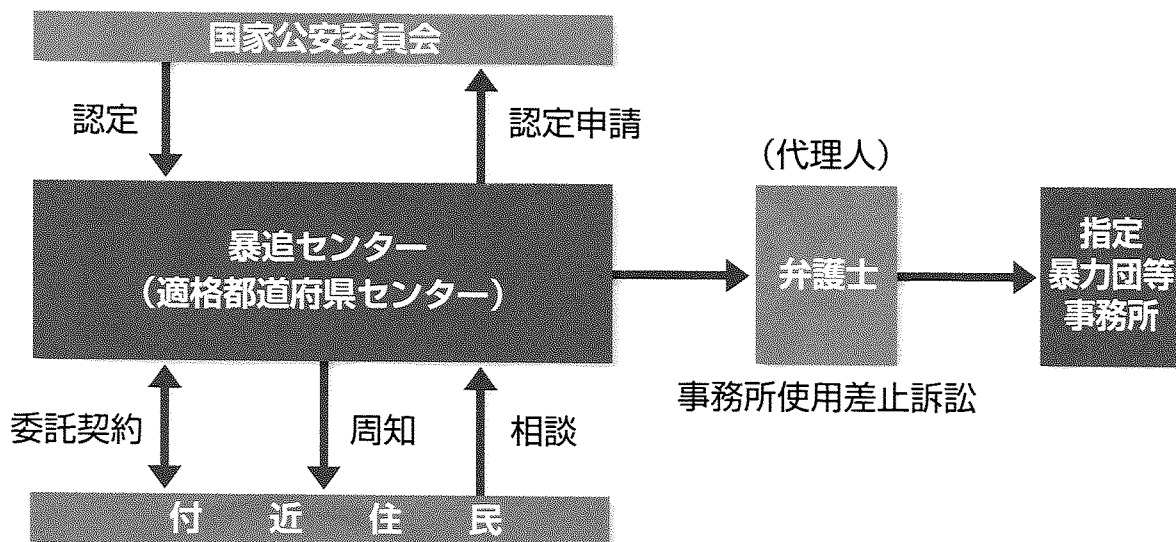


# 適格都道府県センター制度が 施行されました (H25.1.30)

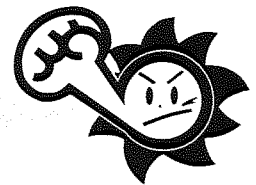
## 適格都道府県センター制度とは

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行うこと。  
(法32条の4第1項)

## 適格都道府県センター制度の概要



- 暴追センターが住民からの指定暴力団の事務所使用差止訴訟に関する相談を受けた場合は、暴追センター内の検討部門において弁護士等の専門的知識・経験を有する者の助言、意見を聞いて委託を受けることが妥当かどうか等の検討を行い、理事会において最終的に委託を受けるか否かを決定します。
- 委託を受けることに決まれば、暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が追行します。
- 少なくとも委託者の氏名は、訴状に載ります。



## 暴力追放運動推進センターの主な活動

1. 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
2. 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
3. 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
4. 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
5. 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
6. 暴力団の事務所使用により、住民生活の平穏等が害されることの防止のための活動
7. 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動
8. 暴力団員と対峙する企業事務所等の責任者に対する講習の実施
9. その他